

- ▶ 契約金額内訳書に計上された経費については、別途打合簿での合意は不要です。
- ▶ 本打合簿事例の雛型の範囲内であれば二者、範囲を超える場合は三者（契約第一課を追加）で合意すること。

別添 2：打合簿事例（PCR 検査と現地一時隔離）

打 合 簿

承認日 2020年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果																	
<p>1. ◇◇◇◇◇国入国に際しての PCR 検査及び一時隔離への対応について</p>	<p>監督職員と業務主任者は、◇◇◇◇◇国入国に際しての PCR 検査及び一時隔離への対応について、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>1. PCR 検査関連経費 1 渡航 70,000 円（税込）を上限とする PCR 検査関連経費を発注者が負担する。 <i>(PCR 検査機関が指定されている等により上限額を超えてしまう場合（1 渡航で複数国を渡航する際も同様の扱いとする）)</i></p> <p>【オプション 1】本打合簿締結時点で概算額が判明している場合 ただし、◇◇◇◇◇国渡航に際して、本邦においては□□クリニックによる検査と証明書作成が指定されている。また、入国後●●日ごとに PCR 検査の受診が必要となっている。このことから以下の通り PCR 検査経費の上限を超えるため、検査等に要した実費を精算対象とする。概算額は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">時期</th> <th style="width: 55%;">摘要</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出発前</td> <td>□□クリニック PCR 検査</td> <td style="text-align: right;">●円</td> </tr> <tr> <td>□□クリニック陰性証明書</td> <td style="text-align: right;">●円</td> </tr> <tr> <td>現地</td> <td>指定機関△△PCR 検査</td> <td style="text-align: right;">●USD（●円相当）</td> </tr> <tr> <td>本邦帰国後</td> <td>XX クリニック抗原定量検査</td> <td style="text-align: right;">●円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【オプション 2】本打合簿締結時点で概算額が判明していない場合 受注者は経済的な方法を検討した上で、PCR 検査経費の上限を超える場合は、別途三者打合簿にて精算の扱いについて確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※7万円を超える事例として想定されるものについては、後段をご確認ください。</p> </div> <p>2. 現状、◇◇◇◇◇国入国に際しては、同国の法令に基づき、入国後 14 日間の隔離を求められていることを踏まえ、発注者として、現地一時隔離期間の「日当・宿泊料」及び「直接人件費相当額の待機費用」を負担する。</p> <p>3. 上記 2. の直接人件費相当額の待機費用の月額単価（税抜）を以下のとおり確認する。</p> <p>（「直接人件費」が報酬額に含まれている契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書にて合意している報酬額（月額単価）を「3.08」で除した額とする。 <p>（業務原価に「直接人件費」が規定されている契約）（以下は 2019 年度</p>	時期	摘要	金額	出発前	□□クリニック PCR 検査	●円	□□クリニック陰性証明書	●円	現地	指定機関△△PCR 検査	●USD（●円相当）	本邦帰国後	XX クリニック抗原定量検査	●円	合計		円
時期	摘要	金額																
出発前	□□クリニック PCR 検査	●円																
	□□クリニック陰性証明書	●円																
現地	指定機関△△PCR 検査	●USD（●円相当）																
本邦帰国後	XX クリニック抗原定量検査	●円																
合計		円																

単価のケース)

- (1) 1号：1, 270, 000円
- (2) 2号：1, 076, 000円
- (3) 3号：950, 000円
- (4) 4号：782, 000円
- (5) 5号：640, 000円

4. 業務主任者は、2023年3月末までに、のべ20回の渡航が計画されていることを報告し、監督職員はこれを確認した。今後、契約変更がある場合は、必要な経費を変更契約に含めるものとする。

5. 精算に当たっての現地一時隔離期間は、現地入国後14日間を上限とした「実績」とする。

(総合評価落札の場合)

6. 「契約書第●条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号の通り確定する。(1)直接経費のうち、航空賃及び現地関連費」に記載の「現地業務人月(人日)」とは別に現地一時隔離期間の日当・宿泊費を精算対象とする。

以上

【留意事項】

- ✓ 「現地一時隔離期間」についての最終実績は、当初の想定と異なる場合もあると想定し、最終的な関係経費の支払については、当初合意日数(本事例の場合14日間としていますが国により日数やカウントのしかたが異なる可能性がありますので、国ごとに必要日数をご確認ください)を上限とした実績に基づくものとします。
- ✓ 本件打合簿では、当該国への入国に際し、法令等に基づき一時隔離があるのか、その場合の隔離期間について、最低限合意しておいてください。
- ✓ 同様に、隔離施設までの公共交通機関の使用制限がある場合は、その点も明記・合意しておいてください。

【上限7万円を超えての精算が想定される事例】

受注者側の理由に拠らない突発的な事情があった場合は、各国・各案件の事情を考慮のうえ、上限を超えての精算を可とする。

【想定される事例】

- ① 先方政府の指定で出発前に複数回のPCR検査を受ける必要がある。
- ② 先方政府からの要請で出張が延期となり、出発前のPCR検査の受け直しが発生した。
- ③ 複数国を渡航する案件の場合、入国するたびにPCR検査をする必要があった。
- ④ 各国内で県境を越える、離島に移動するなどの都度、PCR検査を受ける必要がある。
- ⑤ 現地のスタッフ、CPや団員などの関係者がコロナに感染してしまい、PCR検査を複数回行う必要がある。
- ⑥ 出発日に台風などの影響で、フライトが延期となり、再度PCR検査を受けなければならない。

以下のようなケースでは認められません。

- ・感染に関する個人の不安・ストレスを軽減するためにPCR検査を行った。

- 契約金額内訳書に計上された経費については、別途打合簿での合意は不要です。
- 本打合簿事例の雛型の範囲内であれば二者、範囲を超える場合は三者（契約第一課を追加）で合意すること。

別添3：打合簿事例（本邦帰国時一時隔離）

（本打合簿を別添1の現地一時隔離と統合することも可です）

打 合 簿

承認日 2020年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
<p>1. ◇◇◇◇◇国からの帰国に際しての一時隔離への対応について</p>	<p>監督職員と業務主任者は、◇◇◇◇◇国渡航にかかる帰国時の本邦における一時隔離への対応について、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>1. ◇◇◇◇◇国から本邦への帰国者に対する日本政府の水際対策に基づき、本邦到着後に義務付けられている隔離に必要な費用について、以下を精算対象とする。 本邦帰国時一時隔離期間の「日当・宿泊料」（隔離期間中に自宅等に滞在できず、ホテル等での滞在が必要な場合。水際対策で義務付けられている日数を上限（定額単価計上）） なお、期間証明として①宿泊施設の領収書、②日本政府の水際対策の参考資料（入国時に受領する健康カード及び最新の検疫所からのお知らせ等）、を添付することとする。</p> <p>2. 2023年3月末までの渡航を●回予定しているため、今後、契約変更がある場合は、必要な経費を変更契約に含めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば二者、範囲を超える場合は三者（契約第一課を追加）で合意すること。

別添4：打合簿事例（本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更）

打 合 簿

承認日 2020年〇〇月〇〇日

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇◇国△△△△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
1. ◇◇◇◇◇国から本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための帰国について	<p>監督職員と業務主任者は、本邦での新型コロナウイルスワクチン接種を目的として、渡航計画を変更することについて、以下のとおり協議、合意した。</p> <p>(現地渡航中の業務従事者の業務期間を変更して帰国する場合)</p> <p>1. 業務期間を変更する業務従事者と変更後日程(変更前日程)</p> <ul style="list-style-type: none">✓ ◎◎◆◆(業務主任)：2021年3月20日～4月15日(27日間)(変更前：2021年3月20日～5月13日(55日間))✓ □□▼▼(ジェンダー)：2021年3月24日～4月17日(25日間)(変更前：2021年3月24日～4月28日(36日間)) <p>2. 本変更に伴い増額される経費</p> <ul style="list-style-type: none">✓ ◎◎◆◆(業務主任)：航空賃、14日間の帰国時一時隔離経費、空港から隔離施設までの交通費、再渡航のためのPCR検査費用、再渡航時の現地一時隔離経費、交通費等。(変更により短縮された28日間を次の現地業務の前に実施することから、渡航回数が増加するため)✓ □□▼▼(ジェンダー)：航空賃(変更手数料)のみ。変更により短縮された11日間を次の現地業務と合わせて実施するため渡航回数増加はない。 <p>3. 上記の経費を変更契約に含めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>別添：業務従事者の従事計画／実績表（渡航計画変更後）</p>

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば
二者、範囲を超える場合は三者（契約第
一課を追加）で合意すること。

別添5：打合簿事例（**現地での別契約アサインの経費分担**）

打 合 簿

承認日 2020年〇月〇〇日

△△△△△プロジェクト

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

●●●●情報収集確認調査（QCBS）

監督職員 国際 花子 印

業務主任者 協力 次郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇◇国△△△△△プロジェクト

調達管理番号 *****

案件名 △△△△△国●●●●●情報収集・確認調査（QCBS）

打合項目	打合内容及び結果																							
1. ジェンダー担当業務従事者の◇◇◇◇◇国滞在期間における別契約業務従事に係る経費分担について	<p>△△△△△プロジェクトの監督職員と業務主任者、及び●●●●●情報収集確認調査の監督職員と業務主任者は、△△△△△プロジェクト・ジェンダー担当の◎◎◆◆にかかる◇◇◇◇◇国滞在期間の業務従事実績及び「日当・宿泊料」と「報酬」の契約ごとの負担区分について、以下のとおり確認した。</p> <p>△△△△△プロジェクト・ジェンダー担当の◎◎◆◆は、◇◇◇◇◇国滞在中に、遠隔で●●●●●情報収集確認調査の業務に従事し、滞在期間及び旅費の分担は以下のとおり。</p> <p>1. ◇◇◇◇◇国滞在期間（実績）： 2021年4月12日～同年6月30日（計80日）</p> <p>2. 旅費等の分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>案 件名</th> <th>△△△△△プロジェクト</th> <th>●●●●●情報収集確認調査 (QCBS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務地</td> <td>インド(ニューデリー)</td> <td>インド(ムンバイ)</td> </tr> <tr> <td>従事期間</td> <td>2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日) 2人月</td> <td>2021/5/1～2021/5/20 (計20日) 0.66人月</td> </tr> <tr> <td>航空賃</td> <td>往復負担</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日当※</td> <td>2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日)</td> <td>2021/5/1～2021/5/20 (計20日)</td> </tr> <tr> <td>宿泊料※</td> <td>2020/4/13～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/29 (計58泊分)</td> <td>2021/5/1～2021/5/20 (計20日)</td> </tr> <tr> <td>国内旅費</td> <td>計上なし</td> <td>計上なし</td> </tr> </tbody> </table>			案 件名	△△△△△プロジェクト	●●●●●情報収集確認調査 (QCBS)	業務地	インド(ニューデリー)	インド(ムンバイ)	従事期間	2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日) 2人月	2021/5/1～2021/5/20 (計20日) 0.66人月	航空賃	往復負担	—	日当※	2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日)	2021/5/1～2021/5/20 (計20日)	宿泊料※	2020/4/13～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/29 (計58泊分)	2021/5/1～2021/5/20 (計20日)	国内旅費	計上なし	計上なし
案 件名	△△△△△プロジェクト	●●●●●情報収集確認調査 (QCBS)																						
業務地	インド(ニューデリー)	インド(ムンバイ)																						
従事期間	2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日) 2人月	2021/5/1～2021/5/20 (計20日) 0.66人月																						
航空賃	往復負担	—																						
日当※	2020/4/12～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/30 (計60日)	2021/5/1～2021/5/20 (計20日)																						
宿泊料※	2020/4/13～2021/4/30 2021/5/21～2021/6/29 (計58泊分)	2021/5/1～2021/5/20 (計20日)																						
国内旅費	計上なし	計上なし																						

戦争特約
保険料

計上なし

計上なし

※渡航開始日から滞在日数 30 日 30 泊 (2020/4/12-2021/5/11) は日当・宿泊料単価の 100%とし、30 日を超えて 60 日までの 30 日 30 泊 (2021/5/12～2021/6/10) は同単価の 90%、60 日を超える期間 (2021/6/11～2021/6/30) は同単価の 80%で精算する。

以上

【別添】現地での別アサインの計画にかかる打合簿

【留意事項】

✓ 本件打合簿は、「実績の確認」として、派遣終了後に作成ください。

本打合簿事例の雛型の範囲内であれば二者、範囲を超える場合は三者（契約第一課を追加）で合意すること。

別添6：打合簿事例（関係者の感染の対応）

打 合 簿

承認日 2020年〇月〇〇日

△△△△△△プロジェクト

監督職員 国際 太郎 印

業務主任者 協力 一郎 印

調達管理番号 *****

案件名 ◇◇◇◇国△△△△△△△△プロジェクト

打合項目	打合内容及び結果
1. プロジェクト関係者の新型コロナウイルス感染症罹患への対応について	<p>監督職員と業務主任者は、プロジェクト関係者の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）罹患への対応にあたり、以下の内容について報告、協議、合意した。</p> <p>1. ○○○○氏（業務主任者／輸出振興）の現地業務期間の延長 プロジェクトで雇用している現地傭人が COVID-19 の症状があったため、XX 月 XX 日に、同人と濃厚接触のあった○○○○氏、●●●●氏（商品開発）、別の現地傭人、レンタカー運転手2名、通訳が PCR 検査を受けたところ、翌日に同人と○○○○氏のみ、陽性が確認された。XX 月 XX 日に医師の診断を受け、再度陽性が確認された。</p> <p>○○○○氏に発熱、咳、血中酸素濃度低下といった COVID-19 の症状はなく、体調に問題はなかったため、ホテル自室にてリモート業務を行った。現地業務は当初、XX 月 XX 日（XX 月 XX 日当地出国）までと計画していたが、出国便搭乗に際して PCR 検査の陰性結果を提示する必要があり、検査結果の陰転化を待ったため、現地業務を XX 月 XX 日（XX 月 XX 日当地出国）まで、10 日間延長した。</p> <p>2. ○○○○氏の現地業務期間の延長により生じる経費の精算 (1) 報酬（もしくは待機費用） 【オプション1】国内業務分を振り替えて現地で業務を行った場合 例：●日分の国内業務を現地業務に振り替え、報酬を支払う。 【オプション2】振替が可能な業務がない場合 待機期間に要した直接人件費を待機費用として計上する。</p> <p>(2) 日当、宿泊 ※考え方：保険会社の支払い対象とならない部分について、JICA との契約において精算対象とすることを検討します。具体的な費目とともにご相談ください。 例：保険会社から宿泊代の実費が補填されるため、本業務において延長期間分の日当（4,500 円×10 日＝45,000 円）を精算対象とする。</p> <p>(3) 航空賃 復路便の変更手数料（5,500 円）を精算対象とする。</p>

以上